

論 說 報 告

工事請負制度改善に就いて

正 會 員 矢 島 濟*

吾が滿洲土木學會内に工事請負度改善研究委員會なるものが設けられ、種々貴重なる研究の繼げられて居ることは、誠に慶祝に堪へない次第であります。小生滿洲の地に參て約四ヶ年其間水道工事請負業一介の技術員として滿洲の工事請負に關する實情を見まして其の善惡兩面共に幾分知るを得たと思ひますので、此所に敢えて愚見を披露し委員諸賢の御一覽に供し度いと思ひます。些少なりとも參考になり得ますれば幸甚と存じます。

(一) 請負に對する根本理念に就いて

一體工事請負制度なるものを根本的に考へますれば、所謂請負と云ふことで無く實費精算制度を以て最善の方法だと信じて居ります。但しこれは事業業者の全き理解と請負業者(以下單に業者とす)の技術人格共に崇高の位置にまで向上したることを前提としなければなりません。由來事業者が自の計畫する構造物を築造するに當ては、事業者自ら直接手を下して完全なるものを築造するに越すものは無い筈であります。然し乍ら事業者と雖も常時平等に工事の繼續をなすことは多くの場合有り得ないので工事量の變化に伴ふ可き人事が誠に至難のことであり又種々雜當な工種に對する堪能な技術者を常時または臨時に備へることも困難であり、又一時の工事の爲め特種の機械工具類を購へすることも困難であります。之等の理由の爲め業者なるものが存在して一面優秀なる技術員としての本分を盡し、一面人事機械等の調整機能を果たすことは、誠に有効適切なことでは有らねばなりません。然し乍ら小生は業者は何處までも事業者の代行機關であるとの觀念を事業者側も固く心に銘せねばならぬ處で請負制度に關する限り此の根本理念に基いて諸事定められねばならぬと思ひます。此故に前記の如く技術人格共に崇高の位置に向上したる時には實費精算を爲し、最も妥當

と視なされる利益を業者に支給するの制度が最も理想なりと云ふ所以であります。然し乍ら現在の業者の技術を以てしては、實費精算制度を採用することは適当な時趨向早なりと斷定しなければならぬ。技術的には未だ工夫改善を必要とする點多々有る今日、實費精算制度の採用は工事施工技術改善の努力を鈍らしめる虞がありますし、人格的には往々にして精算に當り不正の點れが多分にあります。此所に於て現在滿洲の實狀よりすれば「實費精算の精神を多分に盛り込むた請負制度を採用する」を最良とせざるを得ないと思ひます。昭和十四年四月改正になりました滿鐵工事規則の如きは、小生が今云ふ所のものに最も近い。滿洲に於ては最も發達した工事施工と云ふことに最も理解ある規定だと思ひます。此規定の制定たる滿鐵は勿論のこと、軍も國も會社も對て現行滿鐵工事規定の精神を充分に取入れて業者に對するの要が有らうと思ひます。即ち設計當時明確なる範圍に於て一應業者と請負契約をするのであるが、思はざる悪事情の發生たる場合、即ち例へば支給品が非常に遅延した場合、勞賃に格段の差を生じた場合、豫期以上の不良土質に遭遇した場合豫期以上の湧水有る場合洪水に遭ひたる場合等々に於ては實情に應じ契約金額の変更を躊躇なく敢行するのである。斯くの如き取扱を受けるならば、業者は當初種々の悪事情に對し危険率を見込むの要無く、恐らくは現在一般見積額より相當安價な見積額を出し得る筈であります。畢竟斯くの如きは請負業に従來大なり小なり附隨して止まぬ企業的不安定性を除去することに多大の効果が有らうと信じます。

從來普通一般の通念として請負業と云へば、場合に依つては何か非常に不當利得と稱する程のものも有る反面には、多大の危険性が有るものとされて居る。否事實に

費であります。それ故に餘程特別の理解有る人で無い限り、請負業に投資することを危険性有りとして否むのであります。小生はこれでは不可ないと思ふ。平時であれ戦時であれ土木建築事業は國家發展上重要な役割を担つて居ること云ふまでも無いのであります。その土木建築施工業に對して、國家の資産階級が投資を危むと云ふが如きは、誠に國家として憂ふ可きことと思ふのであります。然し乍らこれは危む方が悪いのでなくて、斯く危ぶまざるを得ない様な實情を長年月に亘て社會一般のまゝに放擲して置いたことが悪いのである。小生は請負業も他の一般企業と同程度の確實性有りと思はしめ得る所まで、事業者對業者の關係を持て行かば儲であると信じて居るものであります。紡績業なりへ投資すると同じ心持で、請負業に投資する人がどンドン出て来る所まで行かば儲である。大體請負と云ふ文字が既に長年の間に悪い印象を與へて居る。これには此所には申せとない色々の原因が有りませうが、所詮は請負業に伴ふ危険性が最大のものでありませう。餘談乍ら「請負業」云ふ字句を廢して「施工業」又は「工事業」と云つた名前に改めては如何かと思つて居ります。兎に角一旦請負契約をした上は、後の不當利得も危険も全部業者側に有りとする従来の通念に依る取扱を一掃しなければ不可ないと絶叫し度い一人であります。これは事業者直營にて工事を直工する場合を考へれば事理極めて明白であります。これは畢竟事業者の爲めであり、業者の爲めであり、從ては實に國家の爲めであると思ひます。

(二) 請負決定方法に就いて

據て次は請負決定の方法であります。これは實に六かしい問題でありまして、小生はこれに對する確信有る解答を持たないのであります。矢張り原則としては五名位の指名入札とし、場合に依て單獨入札なり特命なりを取り交ぜると云ふ現行の方法より致し方ないのではないかと思ひます。要は事業者側の極めて公平なる判斷と、業者側の自薦に俟つより這はないでせう。此所に於て申し度いことは指名を下級係別の取扱に一任すること並に申し度いことでもあります。これは人格意見共に最高技術者の數たる獨裁とし度いと思ふのでありま

す。理由は申すまでもなく、これが不純なる運動の餘地を最も少なからしめる最善の方法と信ずるか故であります。尙豫算の濫洩及び談合防止に關しても現在遺憾の點多々あることを附記して置きます。次に競争入札の際豫算の七割以下の入札を無効として捨て去ると云ふ規定は、九割とか八割五分とかに改め度いと思ひます。尤も構造物の種類に依て時々此比率を変更するを良しと思ひます。例へば足代型枠などを多量に要する工事であれば、一戸都合よく右の材料を持ち居る業者と然らざる業者との間には當然工費の差が相當に生ずる筈であります。左様な場合は假りに豫算の八割でも立派に工事を爲し得るでありませう。即ち斯様な二種に對しては右比率を低下して差支無からうと思はれます。然し乍ら鐵管埋設工事などに至ては、三割の開きの有ることは普通有り得ない、餘りに安いのは何處のに誤り有るからして、無理を生ずること明白である。斯様な工種に對しては右比率は九割とか八割五分とかに高めておけば良いと思ひます。然し乍らこれは何處までも事業者側の豫算を最も適正なるものとした場合である。これが何かの理由で高低何れにか偏して居るか問題は自ら別であります。

(三) 單價の統制に就いて

其所で事業者側の豫算、從ては單價の問題に立ち至るのであります。これが實に亂雑な現情であります。小生は各所の工事に關係して居ることであり又他の業者より耳にする所に依りまして、同種工事に對する單價が設計者に依り斯くも異なるのかと驚いて居る次第であります。例を擧げることは此際差し控へるとして、其原因を考へて見ますのに(イ)技術者の未熟(ロ)調査不充分より來る誤謬(ハ)不當不正に屬する何物かの加味さるるか否か等でありませう。其所で(ロ)に對しては設計擔當技術者に於て充分なる努力を拂ふことを希望するより致し方ないので(イ)(ハ)は頗る面自からぬ問題であります。右に對應する爲め、これは相當面倒なこと乍ら、軍官民の最高技術者に依て「單價決定委員會」を組織し各種別の工事に對し土質時期地方等々に依り詳細なる一位代價表を作製し、軍官民何處の事業者も總てこれに準據することとするを良しと思ひます。現情は一設計業者個々の意に依

り単價に相當範圍の手加減が出来る。或は自らは最も妥當だと信じて居ても誤有る場合もある。それを係長級がよく眼を通す所と然らざる所となり、課長級に至っては殆ど盲判が多いのであらうと思はれる。其所に誤謬の訂正も無ければ、不當不正も網を落ることが出来る。網を落り得ると知れば次に復た網を落らうとする輩が續出して止まぬではないか。權威ある一位代價表が出来て居て必ずそれに依て豫算を組むことに成つて居れば何とも致し方がない。特種の考慮を要する問題は一々少くとも課長級までの承認を得て書き入れることと成さねば不可ないと思ひます。兎に角現情は餘りに一技術員に委せ過ぎの感があり誠に危いことと思はれます。斯様に致すことに依り滿洲の事業費は幾分低廉に仕上がる可能性が多分に有るものと信じて居ります。年額數億の工事費を消化する滿洲國に於て幾分かの工事費節減が極めて合理的に來るならばこれは現下國民の悩みとするインフレーションの防止にも一役買へることだと思ひます。

(四) 勞工統制募集に就いて

工事費の合理的節減に關して尙ほ重大な問題は苦力賃金であります。現在苦力募集に就いて勞工協會に於て或る程度まで統制を計て居られる様ですが、これは遺憾乍ら極めて不徹底と申さねばならぬと思ひます。一體業者に取ての苦痛の一は苦力の逃亡であります。國內募集の苦力は申すに及ばず、態々多額の費用を費し、辛苦の結果北支より集めて來た苦力が、就勞間もなく遁走し果てた實例は枚擧に暇もない有様であります。これが理由として、馴れぬ勞働の苦痛に堪へぬ爲めに故郷へ逃げ歸たと云ふのならば或はまた考へ方も別になるのですが大抵の場合は、他の何處かへ行て就勞して居るのが實情であります。利を以て誘へば彼等は遁走を敢えてする譯です。利を以て誘つた結果はその工事は然らざる場合より高價について居る筈です。一方苦力の遁走に遭ふた業者は改めて相當量の苦力募集を必要とし、その爲め工事の遅延と募集費其他の失費を要する譯です。これ等は何等かの形で事業者側の負擔に歸して來る筈です。斯くして事業者の膨脹の原因を作つて居ります。不當利得を得るものは苦力である。否多くの場合苦力頭と稱する惡徳の

輩であります。遁走した苦力(否寧ろ多くの場合盜み去られた苦力と稱する方が適當であります)が他の何處かで就勞し得る様な取締状態では、遁走事件は何時までも續くと思ひます。現在就勞するには勞工協會の許可を得て勞働票を下附される譯ですがそれさへも不徹底で、勞働票などを持たないで就勞して居る者もある所へ、勞働票の再下附が、所を變へ偽名でもすれば易々たるもので、これでは不可ない。一案は勞工には必ず「勞工手帳」を所持せしめ、これに戸籍を明記し寫眞を附し村長の證明を要することにしておく。或る所に就勞する爲めには先づ此の勞工手帳を出して、これに就勞箇所、業者名等を記入し勞工協會の許可を得る。此工事が終了するか又は何かの都合で他へ轉出する場合には解雇承認印を雇用主たる業者側の責任者より取ることとする。斯様にして一苦力が就勞する爲めには必ず最初は村長の證明ある勞工手帳を所持すること、再度以下は勞工手帳を所持するは勿論のこと、前記の如く解雇承認印を絕對必要とすることにしては如何かと思ふ。これでも尙ほ無許可就勞をするとか云ふ方法も有ることであるから、これは時々勞工協會より工事現場に人を派して勞工手帳の提出を求め、同時に人員検査を行ひ萬一違反者有れば業者の責任者苦力業者共に一定の罰則を與へることとする。法の力を以て此程度の拘束を要求し、勞工協會は力を持つと同時にまた絕對の責任を以て事に處して頂き度い。その爲めには協會員を必要とするであらう、これ等の費用は國內事業者より工事量に應じて徴集する制度とすれば良いと思ふ。これは結局は工事費の低減の爲めであり工事の圓滑なる進捗を期する爲めであるからして、事業者が負擔して然る可きものと思ひます。更に遡て一般勞工賃金を適正に釘付けする何等かの名案を持たねばならぬことも甚だ焦眉の急と言はねばありません。勞工協會の制定した所の各地方別勞工賃金があるのでありますが、惜むらくはこれを實施して居る所は殆ど皆無の現状でせう。協會制定の賃金では出役を肯じないのが一般實情であります。苦力を持たねば工事下命を得られない場合もあり、既下命された工事に對しては一層切實に苦力急募の必要が有りますので業者側は止むを得ず高賃金を支拂ふこと

して出役せしめることゝ成ります。畢竟需給の關係上業者も焦慮にかられる點多々あり、自然昇騰を來すのが一般趨勢である所へ、斯る機を利用するに天性敏にして恥を知らぬ苦力頭強が不當利得を貪り取る結果となつて居る様です。小生は此問題は「勞工徵用令」と云つた法を設けて取締を嚴にしなければ所詮抑制の方法がないであらうと思ひます。私案「勞工徵用令」の骨子を次に申し述べたいと思ひます。先づ勞工協會に於て國內在住男子にして勞務出役可能認定者名簿を作製する。此の認定者の内より出役希望者を申告せしめおくこれは一省を單位としておくが便宜であらう。斯くして年度當初に先づ業者何某が何某會社より工事下命を受けた際には、最寄勞工協會へ勞工斡旋の申請をする協會に於ては直ちに該工事に對し最も適當なりと思ふ個所より勞工の出役を命ずる。此際成る可く希望條件に添ふ様に取扱ふ斯くして順次役申請申入順に依り敏性なる斡旋をする。出役希望者全部出役後は出役可能認定者に出役を命令する期限にして業者の自由募集を全然排除し、強力なる統制募集とし、これは國に於て從ては勞工協會に於て絕對の責任を以て、公平無視欺速なる取扱をする要があります。業者は勞工募集に關する限り、全然自由行動を禁止され協會に申請すれば直ちに勞工募集が成就する萬一成就しない場合と雖も業者の責任でなく、工業者に對しても別段恐縮した言葉も述べず責任も持たないでも済むまでに國の力を強力に働かすのである。斯様にしても悪質苦力頭にあつては出役後勞務を怠けさすとか、課定勞働の有利なるものを強要するとか色々問題が残るであらうが、結局は彼等と雖も勞働に就事して収入を計るのでなければ生活の安定を期し難いのであるから、順次落ち着く所に落ちついて來ることゝ思はれます。然し此點は中々樂觀を許される問題では無く、業者一般の不斷絶大な努力に俟たねばなりません。兎に角右「勞工徵用令」が制定される時は、

一、勞工は國の機關の指圖に依て出役するのであるから從來の如く業者が焦慮して足元を見られる憂の無いこと。

一、勞工側も國の機關を拵手とすると云ふ點に於て勝手

氣儘な主張を差控えるであらうこと。

一、業者側の一員と特に顔馴染の者が出役することになる場合が少いので、從來往々耳にした所の不純事件の芟除される可能性有ること。

一、國の機關が廣い眼で見ても最も適當の個所から出役せしめるのであるから、無駄な旅費募集費等を削減し得ること。

等々、勞工賃金の低下、從ては工事費の低減に役立つ多々有るものと信じます。本年の國內外の勞工募集に當て採用された方法は、未だ未だ自由募集の域を脱し切らない點が多分に存在して居るのであり出して結局これが勞工募集費を多額に要し、又勞工賃金を高からしめる原因の一部をなして居ると認めて居りますので、是非に統制募集の強化を希望して止みません。

(五) 工事費前貸制に就いて

今一つ工事費低減及びインフレ防止の爲め幾分役立つであらうと思はれる點に就いて申述べたいと思ひます。結論を先に申しますれば、工事金前貸制度の徹底を期せよと云ふことで有ります。現在として軍官に於て工事契約と同時に工事金の三分の一を前貸されて居ります。此前に金制の主旨は他に有りませうとも、小生は最初に申し述べた様に、事業者は業者を己が代行機關だと観なす可きだとの所説よりしても、試に其意を得た制度であると思ひます。然るに現在前後は最初一回を限りとし、工事行程三分の一に達するまでは工事金の請求を爲し得ずそれ以上の出来高となるに及んで漸くにして中間取下を爲し得るのであるが、其際前貸金に相當する金額は全く控除されるのであります。即ち途中よりは前後金の主旨は消えて無くなるのであります。或は曰はむ。工事着手に際しては相當多額の準備金を必要とするので業者のみに負擔せしめおくは業者の負擔を重からしめ、工事進捗上面白からぬ結果を招來するを憂へて最初のみ特に工事金の一部を前途するのであると。然しこれは楯の一面を見ただけの言葉であつて、第一取下の際前貸金の全部を控除するならば、業者の苦痛は其時まで遅延した丈で業者は最初當面しなければならなかつた苦痛に其際に當面する過ぎないので。それが故に、三分一の出来高

の時は前後金の三分の一を控除する。三分の二の出来高の場合には前後金の三分の二を控除して残金を支拂ふと云ふ風に、何時も今後支拂可き工事金の三分の一を前後して有る様に取扱ふのが前後金制度の精神を生かす所以であらうと思ひます。土建協會及び隣組の保證を要するとは言へ、兎に角業者を信じて工事金の前後爲すは、何と云ても理解ある美しいとでも申し度い制度でありますどうかこれを徹底せしめて行き度いと思ひます。然る場合には業者は殆んど他より工事金の融通を爲さないでせう。銀行よりの貸出しですら日歩二銭が平均でありませうし、株主が出資した場合を考へても、年七八歩の配當は爲さねばならないでせうし、萬一それ以外より融資を受けるとすれば頗る高利を支拂はねばならぬ状態であります。軍官會社たる事業者に於て用意される工事金も利子なり配當なりの附随する性質の金であること勿論ですが、業者が銀行其他より融金するものより幾分低利の性

質多分にあり、又何れ竣工と同時に全額を支拂ふ必要と結局は用意しなければならぬ金であつて見れば、僅少の程度これを早目に用意することに依り、事業者側のみの金融にて事足りることとなることは業者は金利を見込むの要なく、幾分でも工事費低減に役立つことであり、目内の流動資金もそれ丈別の有效なる方面に使用出来ると云ふ理屈になりはしないでせうか。

以上小生は平素抱懐する所を有りの儘に申し述べましたが充分意を盡さない點多々あると存じますので、委員諸賢の御賢察を願はねばなりません。而して小生の云ふ所を探ると否とに拘らず、廣義の工事請負制度中には後大に改善を必要とするの有ることに間違ひはないのゝあなますから、委員諸賢に於て充分慎重に然し成る可く早急に御研究を遂げられまして改善の具體化實現を切望する次第であります。

會費納入に就て御注意

本會々員の會費は下記の通り規定されて居ります。尙正會員、准會員には會誌を二種配布の關聯上臨時會費を納入願ふ事に成りますから御承知下さい。

| 會員種別 | 年 - 額 會 費 | | | 第1期分 | 第2期分 |
|---------|-----------|------|------|--------|---------|
| | 會 費 | 臨時會費 | 合 計 | 自1月至6月 | 自7月至12月 |
| 正 會 員 | 1200 | 600 | 1800 | 900 | 900 |
| 准 會 員 | 900 | 400 | 1300 | 650 | 650 |
| 學 生 會 員 | 600 | — | 600 | 300 | 300 |
| 副 會 員 | 600 | — | 600 | 300 | 300 |

- 備考 ◎會費の納期は第1期分3月、第2期分は9月の2回に分納願ふ事に成つて居ります、納入の通知は御手元へ参ましたら直に御拂込下さい。
- ◎會費納入に就ては送附します振替用紙御利用下さいますと拂込料金不要です、御旅行其他御不在の場合で拂込に支障なき様御配慮願ひます、尙振替貯金事務を取扱はざる地方に在住の方は爲替其他適當の方法に御送金下さい。
- ◎新入會員の會費並轉格の場合は月割計算とします。
- ◎會費御拂込後領收書は普通御送り致しません、特に必要な場合又は御不審の點あります場合は御一報下さい。

御 願 ひ

轉居、轉勤等の場合は必ず其都度御通知下さい、會員名簿の訂正、會誌發送其他會務處理上特御願ひ致します